

個人番号・法人番号(マイナンバー)の記載について

入湯税について、平成28年1月分以降の申告書(様式)に個人番号の記載欄が新設されました。個人番号を記載した申告書をご提出いただく際、本人確認資料(個人番号確認資料+顔写真付身元確認資料)の提示が必要となりますので、あらかじめご了承ください。

1. 法人番号の記載

13桁の法人番号は、公表されることを前提とした番号です。間違いのないよう注意してご記載ください。法人番号確認資料の添付は必要ありません。

2. 個人番号の記載

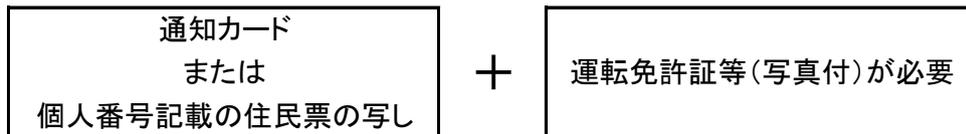
12桁の個人番号は、住民票を有するすべての方に通知される大切な番号です。個人情報の漏えい、なりすまし等を防ぐため、個人番号が記載された申告書の受付には本人確認が必要です。(郵送の場合は下記を参照に確認資料の写しを同封してください)

【本人による申告の場合】(一般的な本人確認方法)

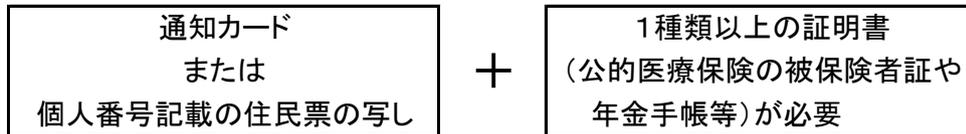
個人番号カード(写真付のもの):これ1枚で可



↓ 個人番号カードがなければ



↓ 顔写真付の証明書がなければ



【代理人による申告の場合】(一般的な代理申告方法)

①委任状(代理権の確認)、②代理人の運転免許証等(代理人の身元確認)、③申告者の個人番号カードや通知カードの写し(本人の番号確認)が必要です。

(税理士の場合は、①税理代理権限証書、②税理士証票、③申告者の個人番号カードまたは通知カードの写し。)

申告書への番号記載箇所は下記の矢印部分となります。



個人番号または法人番号	<input type="text"/>	指定番号	<input type="text"/>	号		
入湯税納入申告書						
			平成	年	月	日
鳥羽市長様						
住所(所在地)						
氏名(名称)						
代表者						
印						
<small>鳥羽市市税条例第145条第3項の規定により、次のとおり入湯税の納入について申告します。</small>						